

# のびのびあおもり 子育てプラン

青森県次世代育成支援行動計画  
前期計画

(平成27年度～平成31年度)



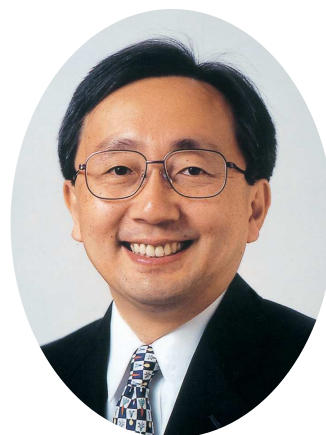
平成27年3月

青森県



## はじめに

青森県知事 三村 申吾



子どもたちは、地域の未来を担う財（たから）であり、希望です。そして、その子どもたちを産み、育て、成長させることは、未来を創り上げる大切な営みです。であればこそ、次代を担う子どもたちが、笑顔にあふれのびのびと心豊かに、たくましく、思いやりを持ったやさしい子どもに育つように支えていくことは、大人に課せられた責務なのではないでしょうか。

県では、青森の豊かな自然と文化の中で家族や地域の人達が温かく見守りながら、社会全体で子育てを支え合い、県民が安心して結婚し子どもを産み育てられる「最適の地」青森県を目指しています。これまで「わくわくあおもり子育てプラン」に基づき、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを進めてきておりますが、平成27年度からは、結婚・妊娠・出産・子育てなどの子どもを中心に据えた各種施策を「子ども・未来の希望プロジェクト」として積極的に推進することとしています。

この度の新たな青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあおもり子育てプラン」（前期計画）では、これまでの取組や子どもたちを取り巻く環境、国の施策の方向性を踏まえつつ、子どもたちの成長を支える家庭・地域への支援をも考慮し、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の推進、社会全体で結婚を支援する体制づくり、妊産婦・乳幼児から成人期に向けた保健対策の充実、保護者の選択による満足度の高い保育の提供の推進、様々な環境にある子どもや家庭に対する支援の充実など、新たな視点からの施策目標を掲げることとしました。本プランの策定に当たり貴重な御意見や御提言をくださった県民の皆様、青森県子ども・子育て支援推進会議の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に心からお礼申し上げます。

今後、当プランに沿って、青森県の未来を担う子どもたちが、この青森で生まれ、希望を持って成長し、その希望をふるさと青森の地で実現できるよう、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つことを総合的に支援する社会づくりに県民の皆様と共に取り組んでまいりますので、皆様の御協力と御参加をお願いいたします。

平成27年3月

# もくじ

## I 本 編

1 のびのびあおもり子育てプランの概要	2
1 プラン策定の趣旨	2
2 プランの性格・位置付け	2
3 プランの役割	3
4 プランの期間	3
5 プランの進行管理	3
2 総 論	4
第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く状況	4
第2章 青森県がめざす子どもと親と地域がともに育ち、支え合う社会	8
1 基本理念	8
2 基本的視点	8
3 基本目標	9
4 施策の体系	10
3 各 論	12
第3章 子育てを楽しめる社会の実現に向け、取り組む施策	12
1 結婚の望みをかなえるために ―社会全体で結婚したい男女を応援します―	13
(1) 結婚を社会全体で支援する取組の推進	14
(2) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進	14
2 安心して子どもを産むために ―妊娠・出産を支援します―	16
(1) 母性及び子どもの健康の確保・増進	18
3 安心して子どもを育てるために ―社会全体で子育て支援を推進します―	21
(1) 幼児期の教育・保育等の推進	23
(2) 放課後子ども総合プランの推進	27
(3) 地域における子育て支援サービスの充実	27
(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための働き方の見直し	28
別表第1～第3	31
4 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように ―様々な環境にある子どもや家庭を支援します―	44
(1) 子どもへの虐待防止対策の充実	45
(2) 様々な環境にある子どもや家庭へのきめ細かな取組の推進	46
(3) 障害のある子どもへの支援の充実	47
5 健やかに心豊かに育つように ―豊かな心、命を大切に育てる心と健全育成を推進します―	49
(1) 子どもの権利擁護の推進	50
(2) 次代の親の育成の推進	50
(3) 子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援	51
(4) 少年非行や不登校などに対する対策の充実	52
(5) 命を大切に育てる心と健全育成を推進する環境づくりの推進	53
(6) 自然とふれあう体験交流の促進	54
(7) 学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上	54
6 安全・安心な子育てをするために ―子どもが安全に生活できる環境づくりを支援します―	57
(1) 子どもの安全の確保	58
(2) 子育てを支援する生活環境づくり	59
(3) 子どもの非行防止と健全な社会環境の形成	59
7 施策の目標指標	62

## Ⅱ 事業編

1 結婚の望みをかなえるために －社会全体で結婚したい男女を応援します－	66
2 安心して子どもを産むために －妊娠・出産を支援します－	67
3 安心して子どもを育てるために －社会全体で子育て支援を推進します－	71
4 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように －様々な環境にある子どもや家庭を支援します－	75
5 健やかに心豊かに育つように －豊かな心、命を大切にすることを育む支援と健全育成を推進します－	81
6 安全・安心な子育てをするために －子どもが安全に生活できる環境づくりを支援します－	90

## Ⅱ 資料編

1 本県の子どもと家庭を取り巻く状況	96
[資料 1] 少子化の動向	96
[資料 2] 婚姻と出産の動向	98
[資料 3] 家族の状況	102
[資料 4] 女性の就労状況	104
[資料 5] 地域の状況	107
[資料 6] 子どもの心身の状況と生活の実態	109
[資料 7] 子どもをめぐる問題	112
[資料 8] 特に支援を必要とする子どもの状況	115
[資料 9] 仕事と生活の調和をめぐる状況	117
[資料 10] 地域の子育て支援サービスの提供状況	122
2 「のびのびあおもり子育てプラン」(前期計画) 策定経過	126
3 青森県附属機関に関する条例(抜粋)	128
4 青森県子ども・子育て支援推進会議 幼保連携型認定こども園部会運営規定	130
5 青森県子ども・子育て支援推進本部設置要綱	132
＜参考＞	
[参考 1] 次世代育成支援対策推進法(抄)	135
[参考 2] 少子化社会対策基本法(抄)	139
[参考 3] 子ども・子育て支援法(抄)	142
[参考 4] 「健やか親子21(第2次)」について検討会報告書(概要)	146



I 本 編



## I 本 編

### 1 のびのびあおもり子育てプランの概要

#### 1 プラン策定の趣旨

本県の将来を担う子どもたちが、豊かな自然の中で地域の人たちに温かく見守られ、のびのびと心豊かに育つことは、県民すべての願いです。

しかし、急速な少子化の進行は、地域社会の活力低下や若年労働力の減少など、本県の未来社会の発展に重大な影響を及ぼすほか、子ども自身の自主性や社会性を損なうなど、子どもの成長に与える影響も心配されています。

この少子化の流れを変えるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業は10年間の集中的・計画的な取組を推進することとなりました。本法律では、地方公共団体及び企業が各々「行動計画」を策定することになっています。

本県では、この行動計画として、平成17年2月に、平成21年度までの5か年を計画期間とする「わくわくあおもり子育てプラン（青森県次世代育成支援行動計画）」（前期計画）を策定し、県民の一人ひとりが安心と幸せを実感し、希望と喜びを持って子育てができるように、地域での支え合いを大切にしていくことを計画の基本理念に掲げて、社会全体で次代を担う子どもが健やかに生まれ育つことを総合的に支援するための取組を様々展開してきました。

しかし、本県も含め、我が国の少子化は急激な進行を続け、平成19年12月には国における次世代育成支援の新たな方向性や目標として「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消のために「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていくことが必要であるとされ、本県では、平成22年度から平成26年度までの5か年を計画期間とする「わくわくあおもり子育てプラン（青森県次世代育成支援行動計画）」（後期計画）を策定し、前期計画に引き続き、総合的・包括的な支援をするために様々な取組を行ってきました。

こうした中、平成25年6月には、国において、子育て支援や働き方の改革の一層の強化に加え、新たに「結婚・妊娠・出産」への取組を加えた「三本の矢」の推進及び「結婚・妊娠・出産・育児」の切れ目のない支援を推進する「少子化危機突破のための緊急対策」が決定されたこと、また、引き続き期限を区切った集中的・計画的な対策の推進・強化のため、平成26年4月に、法律の有効期限を10年間延長するなどの改正を行いました。

これらを踏まえ、本県では「わくわくあおもり子育てプラン」の内容を見直し、平成27年度から31年度までを計画期間とする新たな計画「のびのびあおもり子育てプラン（青森県次世代育成支援行動計画）」（前期計画）を策定しました。

#### 2 プランの性格・位置付け

- (1) このプランは、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づき、本県のすべての子育て家庭を対象に、これから本県が進めていく次世代育成支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。
- (2) このプランは、これまでの本県の次世代育成支援行動計画である「わくわくあおもり子育てプラン」（後期計画）における取組との継続性を保ちます。
- (3) このプランは、子ども・子育て支援法第62条に基づき策定が義務付けられた「青森県子ども・子育て支援事業支援計画」及び国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」で示された課題や指標を基本とした「青森県母子保健計画」と一体的に作成しています。





(4) このプランは、「青森県基本計画未来を変える挑戦」や「青森県地域福祉支援計画」と整合を図りつつ次世代育成支援の視点から推進する計画として位置付けています。

### 3 プランの役割

このプランは、行政だけでなく、事業者、県民の方々がそれぞれの立場で取り組むための指針として策定されています。

- ・ 県は、計画の総合的かつ効果的な推進に努めます。
- ・ 市町村に対しては、計画に沿って、県との一体的な取組を期待します。
- ・ 国に対しては、地方公共団体との連携の下、計画が示す施策について、必要な措置と事業の推進を期待します。
- ・ 事業者には、雇用する労働者が、家庭と仕事との両立が図られるよう雇用環境の整備に努め、計画の推進に協力することを期待します。
- ・ 県民の皆さんには、計画の内容について理解と協力を得るとともに、自主的、積極的な活動を期待します。

### 4 プランの期間

改正次世代育成支援対策推進法では、平成27年度を初年度とし、平成36年度を最終年度とする10か年計画を立てることとしています。本計画は、平成27年度から平成31年度までの前期5か年を第1期とする前期計画として定めたもので、平成31年度に見直し、平成32年度からの後期5か年を第2期とする後期計画として定めるものです。

なお、今後、様々な状況の変化などにより見直しの必要性が生じた場合には、適宜、見直しを行います。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
前期計画期間（前期計画）									
		適宜見直し		見直し	後期計画期間（後期計画）				

### 5 プランの進行管理

このプランの推進に当たっては、子育てに関連する多くの分野と連携を図りながら取り組むことが必要とされます。そのため、知事を本部長とする「青森県子ども・子育て支援推進本部」において、全庁的な体制の下、部局横断的に、各年度において実施状況を一括して把握・点検するとともに、子育てに関する団体や民間の有識者等で構成する「青森県子ども・子育て支援推進会議」と連携しながら、その後の対策を検討します。また、毎年少なくとも一回、このプランの実施状況等をホームページ等に掲載して公表するとともに、県民の皆様のご意見をいただきながら、その後の対策の実施やプランの見直しなどに反映させて進行管理を行います。